



年管管発0506第3号
平成23年5月6日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長



東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律
における老齢厚生年金及び老齢基礎年金の裁定の特例措置について

標記については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号。以下「法」という。）、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令」（平成23年政令第131号）及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する告示」（平成23年厚生労働省告示第154号。以下「特例裁定区域告示」という。）において必要な諸規定の整備が図られたところであり、その取扱いについては、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律における厚生年金保険等の特例措置について」（平成23年5月2日保発0502第6号・年発0502第3号・雇児発0502第3号保険局長、年金局長及び雇用均等・児童家庭局長連名通知。）によるほか、下記の事項に留意し、その適正な取扱いに配慮されたい。

記

1 趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した地域に居住する受給権者であって、当該地震後間もなく65歳に達する方については、年金の裁定請求を行うことが困難な場合があると考えられることから、受給権者の生活の安定のため、受給権者本人からの請求がない場合であっても年金を受けられるよう、法第96条及び第98条において、老齢厚生年金及び老齢基礎年金の裁定の特例措置が規定されたところである。

本特例措置の対象となる者の要件については、特例裁定区域告示において定められているが、これは、平成23年3月11日前に特別支給の老齢厚生年金等を受けられる権利に係る裁定を受けている者について、本来、65歳到達後に受給権者の請求により裁定される老齢厚生年金及び老齢基礎年金を請求がない場合でも平成23

年6月15日及び同年8月15日に受給することができるよう、対象となる者の要件を定めたものである。

2 内容

(1) 対象となる者の要件

平成23年3月1日から同年6月30日までの間に65歳に達する者

(2) 対象となる者の住所要件

東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域のうち別紙に掲げる区域に平成23年3月11日時点において住所を有する者

(3) 職権裁定を行う要件

法第96条及び第98条の規定による裁定（以下「職権裁定」という。）は、平成23年3月11日前に次の①から④までの給付を受ける権利に係る裁定を受けている者であって、年金請求書を日本年金機構が定める提出期限までに提出がなかった者を対象とすること。

- ① 特別支給の老齢厚生年金
- ② 国家公務員共済組合法の規定による特別支給の退職共済年金（共済組合の組合員であった期間のみを有する者に支給されるものに限る。）
- ③ 地方公務員等共済組合法の規定による特別支給の退職共済年金（共済組合の組合員であった期間のみを有する者に支給されるものに限る。）
- ④ 私立学校教職員法の規定による特別支給の退職共済年金（私学教職員共済制度の加入者であった期間のみを有する者に支給されるものに限る。）

(4) 職権裁定された受給権者に対する請求意思等の確認

- ① （3）により職権裁定された老齢厚生年金及び老齢基礎年金については、別に管理し、原則として、後日受給権者に対し請求の意思確認を行うこと。
- ② ①による意思確認の結果、繰下げ請求の意思が確認された場合は、速やかに職権裁定の取消しを行い、既に支払われた年金については返還を求めること。
また、職権裁定後に繰下げ請求の意思が表示された請求書の提出があった場合も同様とすること。

特定被災区域のうち交通、郵便その他の事情を勘案して
特例裁定区域告示において定められる区域

(65歳裁定の特例関係)

青森県	八戸市 上北郡おいらせ町
岩手県	盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 岩手郡雫石町 岩手郡葛巻町 岩手郡岩手町 岩手郡滝沢村 紫波郡紫波町 紫波郡矢巾町 和賀郡西和賀町 胆沢郡金ヶ崎町 西磐井郡平泉町 東磐井郡藤沢町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 下閉伊郡岩泉町 下閉伊郡田野畑村 下閉伊郡普代村 九戸郡軽米町 九戸郡野田村 九戸郡九戸村 九戸郡洋野町 二戸郡一戸町
宮城県	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 刈田郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 柴田郡村田町 柴田郡柴田町 柴田郡川崎町 伊具郡丸森町 亘理郡亘理町 亘理郡山元町 宮城郡松島町 宮城郡七ヶ浜町 宮城郡利府町 黒川郡大和町 黒川郡大郷町 黒川郡富谷町 黒川郡大衡村 加美郡色麻町 加美郡加美町 遠田郡涌谷町 遠田郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町
福島県	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 伊達郡国見町 伊達郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 岩瀬郡天栄村 南会津郡下郷町 南会津郡檜枝岐村 南会津郡只見町 南会津郡南会津町 耶麻郡北塩原村 耶麻郡西会津町 耶麻郡磐梯町 耶麻郡猪苗代町 河沼郡会津坂下町 河沼郡湯川村 河沼郡柳津町 大沼郡三島町 大沼郡金山町 大沼郡昭和村 大沼郡会津美里町 西白河郡西郷村 西白河郡泉崎村 西白河郡中島村 西白河郡矢吹町 東白川郡棚倉町 東白川郡矢祭町 東白川郡塙町 東白川郡鮫川村 石川郡石川町 石川郡玉川村 石川郡平田村 石川郡浅川町 石川郡古殿町 田村郡三春町 田村郡小野町 双葉郡広野町 双葉郡檜葉町 双葉郡富岡町 双葉郡川内村 双葉郡大熊町 双葉郡双葉町 双葉郡浪江町 双葉郡葛尾村 相馬郡新地町 相馬郡飯舘村
茨城県	水戸市 日立市 土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 東茨城郡大洗町 東茨城郡城里町 那珂郡東海村 久慈郡大子町 稲敷郡美浦村 稲敷郡阿見町 稲敷郡河内町 北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡益子町 芳賀郡茂木町 芳賀郡市貝町 芳賀郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 那須郡那珂川町
千葉県	千葉市(美浜区に限る。) 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 香取市 山武市 山武郡九十九里町

年管管発0506第4号

平成23年5月6日

地方厚生局年金調整課長 殿

地方厚生（支）局年金管理課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

（公印省略）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律
における老齢厚生年金及び老齢基礎年金の裁定の特例措置について

標記については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号。以下「法」という。）、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令」（平成23年政令第131号）及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する告示」（平成23年厚生労働省告示第154号。以下「特例裁定区域告示」という。）において必要な諸規定の整備が図られたところであり、その取扱いについては、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律における厚生年金保険等の特例措置について」（平成23年5月2日保発0502第6号・年発0502第3号・雇発0502第3号保険局長、年金局長及び雇用均等・児童家庭局長連名通知。）によるほか、下記の事項に留意し、その適正な取扱いに配慮されたい旨、日本年金機構担当理事あて通知したので、御了知いただくとともに、貴管内市町村に周知方よろしく取り計らわれたい。

記

1 趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した地域に居住する受給権者であって、当該地震後間もなく65歳に達する方については、年金の裁定請求を行うことが困難な場合があると考えられることから、受給権者の生活の安定のため、受給権者本人からの請求がない場合であっても年金を受けられるよう、法第96条及び第98条において、老齢厚生年金及び老齢基礎年金の裁定の

特例措置が規定されたところである。

本特例措置の対象となる者の要件については、特例裁定区域告示において定められているが、これは、平成23年3月11日前に特別支給の老齢厚生年金等を受ける権利に係る裁定を受けている者について、本来、65歳到達後に受給権者の請求により裁定される老齢厚生年金及び老齢基礎年金を請求がない場合でも平成23年6月15日及び同年8月15日に受給することができるよう、対象となる者の要件を定めたものである。

2 内容

(1) 対象となる者の要件

平成23年3月1日から同年6月30日までの間に65歳に達する者

(2) 対象となる者の住所要件

東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域のうち別紙に掲げる区域に平成23年3月11日時点において住所を有する者

(3) 職権裁定を行う要件

法第96条及び第98条の規定による裁定（以下「職権裁定」という。）は、平成23年3月11日前に次の①から④までの給付を受ける権利に係る裁定を受けている者であって、年金請求書を日本年金機構が定める提出期限までに提出がなかった者を対象とすること。

- ① 特別支給の老齢厚生年金
- ② 国家公務員共済組合法の規定による特別支給の退職共済年金（共済組合の組合員であった期間のみを有する者に支給されるものに限る。）
- ③ 地方公務員等共済組合法の規定による特別支給の退職共済年金（共済組合の組合員であった期間のみを有する者に支給されるものに限る。）
- ④ 私立学校教職員法の規定による特別支給の退職共済年金（私学教職員共済制度の加入者であった期間のみを有する者に支給されるものに限る。）

(4) 職権裁定された受給権者に対する請求意思等の確認

- ① (3)により職権裁定された老齢厚生年金及び老齢基礎年金については、別に管理し、原則として、後日受給権者に対し請求の意思確認を行うこと。
- ② ①による意思確認の結果、繰下げ請求の意思が確認された場合は、速やかに職権裁定の取消しを行い、既に支払われた年金については返還を求めること。
また、職権裁定後に繰下げ請求の意思が表示された請求書の提出があった場合も同様とすること。

特定被災区域のうち交通、郵便その他の事情を勘案して
特例裁定区域告示において定められる区域

(65歳裁定の特例関係)

青森県	八戸市 上北郡おいらせ町
岩手県	盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 岩手郡雫石町 岩手郡葛巻町 岩手郡岩手町 岩手郡滝沢村 紫波郡紫波町 紫波郡矢巾町 和賀郡西和賀町 胆沢郡金ヶ崎町 西磐井郡平泉町 東磐井郡藤沢町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 下閉伊郡岩泉町 下閉伊郡田野畑村 下閉伊郡普代村 九戸郡軽米町 九戸郡野田村 九戸郡九戸村 九戸郡洋野町 二戸郡一戸町
宮城県	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 刈田郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 柴田郡村田町 柴田郡柴田町 柴田郡川崎町 伊具郡丸森町 亘理郡亘理町 亘理郡山元町 宮城郡松島町 宮城郡七ヶ浜町 宮城郡利府町 黒川郡大和町 黒川郡大郷町 黒川郡富谷町 黒川郡大衡村 加美郡色麻町 加美郡加美町 遠田郡涌谷町 遠田郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町
福島県	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 伊達郡国見町 伊達郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 岩瀬郡天栄村 南会津郡下郷町 南会津郡檜枝岐村 南会津郡只見町 南会津郡南会津町 耶麻郡北塩原村 耶麻郡西会津町 耶麻郡磐梯町 耶麻郡猪苗代町 河沼郡会津坂下町 河沼郡湯川村 河沼郡柳津町 大沼郡三島町 大沼郡金山町 大沼郡昭和村 大沼郡会津美里町 西白河郡西郷村 西白河郡泉崎村 西白河郡中島村 西白河郡矢吹町 東白川郡棚倉町 東白川郡矢祭町 東白川郡塙町 東白川郡鮫川村 石川郡石川町 石川郡玉川村 石川郡平田村 石川郡浅川町 石川郡古殿町 田村郡三春町 田村郡小野町 双葉郡広野町 双葉郡楡葉町 双葉郡富岡町 双葉郡川内村 双葉郡大熊町 双葉郡双葉町 双葉郡浪江町 双葉郡葛尾村 相馬郡新地町 相馬郡飯舘村
茨城県	水戸市 日立市 土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 銚田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 東茨城郡大洗町 東茨城郡城里町 那珂郡東海村 久慈郡大子町 稲敷郡美浦村 稲敷郡阿見町 稲敷郡河内町 北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡益子町 芳賀郡茂木町 芳賀郡市貝町 芳賀郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 那須郡那珂川町
千葉県	千葉市(美浜区に限る。) 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 香取市 山武市 山武郡九十九里町